【法令名称】ハイテク企業認定管理作業手引 【発布機関】科学技術部、財政部、国家税務総局 【発布番号】国科発火[2008]362 号 【発布日】2008.07.08 【施行日】2008.07.08

【全文】

「ハイテク企業認定管理作業手引」の配布に関する通知

各省、自治区、直轄市、計画単列市の科学技術庁(局)、財政庁(局)、国家税務局、地方税務局:

「ハイテク企業認定管理弁法」(国科発火[2008]172 号、以下「認定弁法」という)及び「国が重点的に支援するハイテク分野」は既に各位に配布している。認定管理作業の効率化、規範化を確保するために、「認定管理弁法」第十九条に基づき、さらに「ハイテク企業認定管理作業手引」(以下、「作業手引」という)を各位に配布し、関係事項について下記のとおり通知する。

- 一、各省、自治区、直轄市、計画単列市の科学技術、財政、税務部門は、ハイテク企業認定管理作業の 重要性を充分に認識し、緊密に協力し合い、速やかに認定管理機構を成立させ、共同で本地域のハイテク 企業認定と税収優遇政策を着実に実行させるものとする。
- 二、2007年末までに国家ハイテク産業開発区(北京市新技術産業開発試験区を含む)内、外における 旧認定弁法に基づき認定された有効期限内のハイテク企業資格は引き続き有効とする。但し、「認定弁法」 と「作業手引」に基づき、改めて認定を受け、且つ合格しなければ、「企業所得税法」及びその実施条例等 の関係規定に基づく企業所得税優遇政策を享受することはできない。
- 三、旧法令に基づいた企業所得税の定期減免優遇の享受期限未満のハイテク企業に対しては、「国務院の企業所得税における過渡的な優遇政策実施に関する通知」(国発[2007]39号)の関係規定に従い、執行する。

四、経済特区と上海浦東新区で新設され、且つ「認定弁法」と「作業手引」に基づき認定されたハイテク企業に対しては、「国務院の経済特区と上海浦東新区の新設ハイテク企業への過渡的な税収優遇の実行に関する通知」(国発[2007]40号)の関係規定に従い、執行する。

五、ハイテク企業認定管理作業は、政策性、専門性が高いため、各地は中心となる人員を配備し、認定 作業に必要な経費を保障し、速やかに本地域の認定作業における新しい状況、新しい問題に対して、実行 性のある政策提案を提出するものとする。

添付書類:ハイテク企業認定管理作業手引

科学技術部、財政部、国家税務総局

二〇〇八年七月八日

添付書類:

ハイテク企業認定管理作業手引

「ハイテク企業認定管理弁法」(以下「認定弁法」という)及び「国が重点的に支援するハイテク分野」(以下「重点分野」という)の規定に基づき、ハイテク企業認定管理作業における各関係機関の職責を明確にし、企業における研究開発活動及び費用の集計基準を確定し、各指標の内容及びその計算方法を明瞭にし、認定管理作業が規範的、効率的に行なわれることを確保するために、この「ハイテク企業認定管理作業手引」(以下、「作業手引」という)を制定する。各関係機関は「認定弁法」、「重点分野」に基づき、本「作業手引」に従いハイテク企業認定管理作業を行うものとする。

「認定弁法」、「重点分野」に基づき、本「作業手引」に従い認定されたハイテク企業を、「中華人民共和国企業所得税法」(以下「企業所得税法」という)第二十八条にいう国が重点的に支援するハイテク企業とする。

一、指導チームと認定機構

科学技術部、財政部、税務総局は、全国ハイテク企業認定管理作業の指導チーム(以下、「指導チーム」 という)を組織し、指導チームの下には、事務局(科学技術部火炬ハイテク産業開発センターに置く)を設置 し、日常的な業務の処理を担当する。

省、自治区、直轄市、計画単列市の科学技術行政管理部門は同級の財政部門、税務部門と本地域のハイテク企業認定管理機構(以下、「認定機構」という)を組織し、認定機構の下には、科学技術、財政、税務部門の関係人員により構成される事務局(省級、計画単列市の科学技術行政部門に置く)を設置し、日常的な業務を担当する。

指導チームと事務局及び認定機構の主たる職責は「認定弁法」を参照すること。

二、認定と税収政策享受の申請に関するプロセス

(一)認定

1.自己評価。企業は「認定弁法」第十条に照らして自己評価を行うものとし、要件を満たしていると判断した場合、「ハイテク企業認定管理作業ウェブサイト」(ウェブサイト: www.innocom.gov.cn)に登録・登記する。

2.登録・登記。企業は「ハイテク企業認定管理作業ウェブサイト」にログインし、指示に従い、「企業登録登記表」(添付書類1)を記入し、同表をネットシステムを通じて認定機構に送信する。

認定機構は速やかに企業の身分確認を完了し、企業にユーザー名とパスワードを告知するものとする。 2/28

本資料はジェトロがジョイ・ハンド (開澤) 法律事務所に委託して翻訳しました。ジェトロは同事務所の許諾を得て本ウェブサイトに掲載しています。Copyright (C) ジョイ・ハンド (開澤) 法律事務所

- 3.資料の準備と提出。企業は入手したユーザー名とパスワードに基づき、ネット認定管理システムにログインし、指示に従い下記の資料を認定機構に提出する。
 - (1)「ハイテク企業認定申請書」(添付書類 2):
 - (2)企業営業許可証副本、税務登記証書(写し):
- (3) 資格を有し且つ本「作業手引」の関係要件を満たす仲介機構による検証を経た直近三会計年度における研究開発費(実際の年数が三年に満たない場合は実際の経営年数による)、並びに直近一会計年度のハイテク製品(サービス)による収入に関する特別監査報告書;
- (4) 資格を有する仲介機構による検証を経た直近三会計年度の財務諸表(貸借対照表、損益計算書、 キャッシュ・フロー計算書を含み、実際の年数が三年に満たない場合は実際の経営年数による):
- (5)下記のものを含む技術イノベーション活動の証明資料。知的財産権証書・独占許可契約書・生産許可書類、新製品又は新技術証明(新規性の調査)資料・製品品質検査報告書、省級(計画単列市を含む)以上の科学技術計画に関するプロジェクトの承認証明書、及び他の関係証明資料。

4.組織による審査と認定

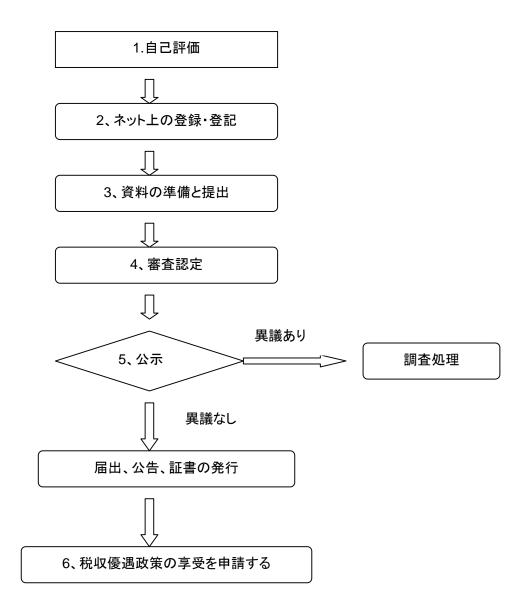
- (1)認定機構は企業の申請資料を受け取った後、技術分野ごとに専門家バンクから無作為に5名を下回らない専門家を選出し、(企業の身分情報を隠した)電子資料をネット作業システムを通じて選出した専門家にそれぞれ送付する。
- (2)認定機構は専門家の評価意見と仲介機構の特別監査報告書を受け取った後、申請企業に対して認定意見・見解を示し、ハイテク企業認定リストを確定する。

上記の作業は、企業の申請資料を受け取った日から60営業日以内に完了するものとする。

5.公示及び証書の発行

認定を経た企業は、「ハイテク企業認定管理作業ウェブサイト」で 15 営業日の間、公示される。公示に対し異議が出された場合、認定機構は関係する問題を調査し、事実であると認められるときは、ハイテク企業の資格を取り消すものとする。公示に対し異議が出されない場合には、ハイテク企業認定機構審査届出総括表を作成し、指導チームに届け出た後、「ハイテク企業認定管理作業ウェブサイト」で認定結果を公告すると同時に、認定機構は(科学技術、財政、税務部門の公印が押印された)「ハイテク企業証書」を発行する。

具体的な認定プロセスは下記の図の通りである。



6.ハイテク企業資格は証書が発行された日から発効し、有効期限を三年とする。

(二)再審査

1.ハイテク企業資格の期限が満了する前の三ヶ月以内に、企業は再審査申請(再審査申請書は添付書類 2 と同じ)を提出するものとし、提出しなかった場合又は再審査に不合格である場合には、ハイテク企業資格は期限満了と同時に自動的に失効する。

2.再審査に当たり、ハイテク企業は、直近三会計年度において行なわれた研究開発等の技術イノベーション活動に関する報告書、及び資格を有し且つ本「作業手引」の関係要件を満たす仲介機構が発行する直近三会計年度における研究開発費、並びに直近一会計年度のハイテク製品(サービス)による収入に関する特別監査報告書を提出しなければならない。

4/28

再審査は、「認定弁法」第十条に照らし合わせ行うものとし、審査の重点は第(四)項のとおりである。要件を満たした企業に対して、第十一条(四)項に従って公示と届出を行い、認定機構は改めて(科学技術、財政、税務部門の公印が押された)「ハイテク企業証書」を発行する。

再審査に合格したハイテク企業の資格は、その有効期限を「ハイテク企業証書」の発行日から三年間と する。有効期限が満了した後、企業が再び認定申請を提出する場合、新規申請として取り扱う。

(三)税収政策享受の申請

1.認定(再審査)に合格したハイテク企業は、認定(再審査)されたその年から「企業所得税法」及び「中華人民所得税法実施条例」(以下、「実施条例」という)、「中華人民共和国税収徴収管理法」(以下、「税収徴管法」という)、「中華人民共和国税収徴収管理法実施細則」(以下、「実施細則」という)と「認定弁法」等の関係規定に基づき、税収優遇政策の享受を申請することができる。

2.ハイテク企業資格を取得していない企業又は「企業所得税法」及び「実施条例」、「税収徴管法」及びその「実施細則」、並びに「認定弁法」等の関係規定の条件を満たさない企業は、税収優遇を享受できない。

(四)再調查•確認

ハイテク企業資格及びこれに関係する税収優遇政策の適用に関する争議が生じた場合、「認定弁法」第十四条及び第十五条の状況にある企業は「認定弁法」の規定に従い処理する。第十条(四)項に該当するか否かについて争議が生じた場合は、再調査・確認を行い、企業が自ら認定した前三会計年度(実際の年数が三年に満たない場合は実際の時間)から争議が生じた日までの研究開発費の総額が同期の売上収入総額に占める割合が「認定弁法」第十条(四)項の規定に該当するか否かに基づき、企業が引き続きハイテク企業資格を有し、税収優遇政策を享受することができるかどうか判断するものとする。

三、仲介機構と専門家

(一)仲介機構

1.仲介機構の条件

- (1)独立開業資格を有し、設立してから3年間以上、直近3年間以内に不良記録がないこと;
- (2)その年の認定作業を担当する公認会計士数は、183 日以上の労働契約を締結している従業員の年間延べ人数を12で割った数(但し、20人以上とすること)に占める割合が20%を下回ってはならない;
 - (3)ハイテク企業の認定作業に関する政策に熟知していること。

2.仲介機構の職責

- (1)企業の依頼を受け、「認定弁法」と「作業手引」に基づき、企業の研究開発費とハイテク製品(サービス)収入に対して、客観的、且つ、公正に特別監査を行い、監査報告書を提出する。
- (2)仲介機構は事実に基づき特別監査報告書を提出するものとし、虚偽等の行為を行った場合には認定作業に参与する資格を取り消し、「ハイテク企業認定管理作業ウェブサイト」において公告する。

(3)専門家

1.専門家の条件

- (1)中華人民共和国公民の資格を有し、中国大陸内に居住し、且つ、就職していること。
- (2)高級技術職の称号を有し、且つ「重点分野」に関係する専門性と実務経験を有し、当該技術分野の 発展及び市場の状況に対して全面的に把握していること。
 - (3)良好な職業倫理を有し、原則を堅持し、万事公正であること。
- (4)国家の科学技術、経済及び産業政策を理解し、ハイテク企業認定作業の関係要求事項を熟知していること。

2.専門家及び専門家の選出方法

- (1)専門家バンクの専門家は「重点分野」に関係する技術の専門的な知識を有するものとする。現地の 実情に合わせて、関係技術分野においてその子分野の技術を熟知している専門家の数は評価・審査の際 に必要な専門家の 5 倍を下回ってはならない。
- (2)専門家招聘制度を整備し、専門家バンクの専門家に対して動態管理を行い、認定機構が専門家届出表(添付書類3)を一括して指導チーム事務局に届け出る。
- (3)認定機構は企業の主要営業製品(サービス)が属する技術分野に基づき、無作為に当該分野の専門家を選び、認定作業を行う。

3.専門家の職責

- (1)企業が届けた研究開発プロジェクトが「認定弁法」及び「作業手引」の条件に合致するか否かを審査する。
- (2)独立、公正の原則に従い、企業の研究開発活動の状況、核心的な自主知的財産権及び主要な業務等に対して評価し、「ハイテク企業認定専門家評価表」(添付書類 4)を作成し、要求に従って認定機関に送信する。

(3)「ハイテク企業認定専門家チーム総合評価表」(添付書類 5)を作成し、要求に従って認定機構に送信し、認定機構に諮問意見を提供する。

4.専門家の紀律

- (1)「認定弁法」、「作業手引」の要求に従い、企業に対して独立し、客観的、且つ公正な評価を行うものとする。
 - (2) 異なる見解及び他の専門家の意見を抑圧し、客観的事実に反する評価を行ってはならない。
- (3)申請企業の技術・経済情報と商業上の秘密を暴露、使用し、又は、評価審査資料を複製、保存又は他人に広め、評価審査の結果を漏洩してはならない。
- (4)認定において、この特別な身分と影響力を利用し、正常でない手段を用いて申請企業に便宜を提供してはならない。
 - (5)認定機構の許可を得ず、独断で企業に立ち入り調査を行ってはならない。
 - (6)企業が提供する如何なる便宜と利益を収受してはならない。
 - 四、研究開発活動の確認及び研究開発費の集計

企業の研究開発費の実績を算定することは、ハイテク企業認定における重要なプロセスの一つである。 企業は規定に従い研究開発活動(プロジェクト)状況表を事実に基づき作成し、報告しなければならない。 同時に、企業は、研究開発費を正確に集計し、資格を有し且つ本「作業手引」の関係要件を満たす仲介機 構による特別監査を受けなければならない。

(一)研究開発活動の確認

1.研究開発活動の定義

科学と技術(人文、社会科学を含まない)新知識を習得し、創造的に科学技術新知識を活用し、又は技術、 製品(サービス)を実質的に改善するために持続的に行われ、明確な目標がある活動。

創造的に科学技術新知識を活用し、又は技術、製品(サービス)を実質的に改善するとは、企業が技術、製品(サービス)のイノベーションにおいて価値のある進歩を取得し、本地区(省、自治区、直轄市又は計画単列市)の関係業界における技術進歩を促進する役割を果たすことである。但し、企業の一般的な技術向上、又は、ある科学研究成果の直接的な応用等の活動(例えば、新しい製造工程、材料、装置、製品、サービス又は知識等の直接的な応用)は含まない。

企業は上記の定義に従い、研究開発活動(プロジェクト)が行われたか否かを判断し、添付書類 2「ハイテク企業認定申請書」の中にある「二、企業研究開発プロジェクト状況表」を作成する。

2、判断の根拠と方法

認定機構は専門家を組織し、評価を行うプロセスにおいて、下記の方法を参考にし、企業の申請する研究開発活動(プロジェクト)に対して判断を行う。

- (1)業界基準判断法。国の関係部門、全国(世界)的な業界団体等に相応する資格を有する機構が科学技術の「新知識」、「科学技術新知識の創造的な活用」、又は、「技術、製品(サービス)が実質的に改善されたものか」等を測定する技術パラメータ(基準)を提供した場合、このパラメータ(基準)を優先に適用し、企業が行ったプロジェクトが研究開発活動であるか否かを判断する。
- (2)専門家判断法。企業の属する業界において公認された研究開発活動の算定基準が公布されていない場合には、当該業界の専門家が判断を行う。判断の原則は次の通りである。新知識の習得、新知識の創造的な活用及び技術の実質的な改善が企業の属する技術(業界)分野における当該業界の専門家に公認され、価値のある進歩であると認められたものであること。
- (3)目標又は結果判定法(補助的基準)。研究開発活動(プロジェクト)のアプルーバル及び予算報告書を検査し、研究開発活動の目的(イノベーション性)、計画に投入される資源(予算)を重点的に把握する。研究活動が最終成果又は中間成果を形成したか否か、例えば、専利¹等の知的財産権又は他の形式の科学技術成果。

業界基準判断法と専門家判断法では企業が研究開発活動を行ったか否かを判断することが難しい場合、本方法を補助的に使用する。

3.ハイテクサービス業の企業研究開発活動

ハイテクサービス業分野における新製品(サービス)の開発、新製造工程の利用をサポートするために、企業が自然科学と工程技術の分野において新しい知識の習得又は実質的な改善を達成した活動、又は国家級科学技術計画に掲げられたサービス業において鍵となる技術プロジェクトの開発に従事する活動。これに対する判断基準は四(一)1 及び 2 項で定義した一般的研究開発活動(プロジェクト)の基準と同じである。

4、研究開発プロジェクトの確定

『専利』とは、中国法では一般的に 『発明、実用新案、意匠権』を含む権利をいう。以下同様。

8/28

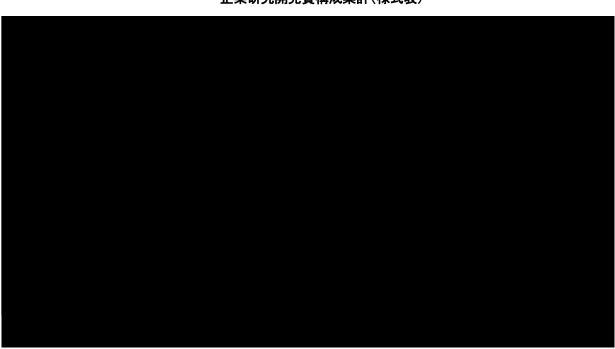
研究開発プロジェクトとは「重複的でなく、独立した時間、財政上の割当と人員の配置を有する研究開発活動」を指す。企業の研究開発費とは各研究開発プロジェクトを基本単位とし、これに対してそれぞれ算定を行った上、合算されたものである。

(二)研究開発費の集計

企業は直接的研究開発活動と計上可能な間接的研究開発活動に対し発生した費用を集計し、添付書類 2「ハイテク企業認定申請書」の中にある「五、企業年度研究開発費構成明細表」を作成するものとする。

1.企業研究開発費の算定

企業は下記の表に従い、ハイテク企業認定専用の研究開発費の補助的な計算勘定科目を立て、関係証 憑及び明細表を提供し、本「作業手引」の要求に従い、算定を行うものとする。



企業研究開発費構成集計(様式表)

注:A、B、C、D 等は企業が申請したそれぞれに異なる研究開発プロジェクトを表す。

2.各費用科目の集計範囲

(1)賃金

研究開発活動に従事する者(研究開発者)の年間賃金(基本給、ボーナス、手当、補助金、年末特別給、 残業代及びその他就職又は被雇用に係る支出を含む。)

(2)直接投資

9/28

企業が研究開発プロジェクトを実施するために購入した原材料等に関係する支出。例えば、水と燃料(ガスと電気を含む)の使用料等、中間実験と製品試作に使用する固定資産基準を満たさない金型、見本、見本機及び一般的な測定器具の購入費、試作製品の検査費等、研究開発活動に使用する器械設備の簡単な維持費、オペレーティング・リースの形式で借り入れた固定資産に発生したリース費等。

(3)減価償却費と長期償却費

研究開発活動を実行するために購入した器具と設備及び研究開発プロジェクトに使用する建物の減価 償却費(研究開発施設の建て替え、改装、内装及び修理における発生した長期償却費を含む)を含む。

(4)設計費

新製品と新製造工程の考案、開発及び製造において、作業手順、技術の規範化、作業特性の設計等により発生した費用。

(5)設備試験調整費

設備工具を準備するプロセスにおいて発生した研究開発費用(例えば、生産機器、金型と工具の研究・制作、生産と品質のコントロール・プロセスに対する変更、又は新しい方法及び基準の制定等)

大規模の量産化と商業化生産のために一般的な設備工具の準備と工業工程において発生した費用は計上することができない。

(6)無形資産の償却

研究開発活動に必要のため購入した専有技術(専利、非専利発明、許可証、専有技術、設計及び計算 方法等を含む)に発生した費用の償却。

(7)外部委託研究開発費

企業が国内にある他の企業、大学、研究機構、民営化された研究院・研究所、技術専門サービス機構と 外国の機関に委託して行った研究開発活動において発生した費用(企業がプロジェクトの成果を所有し、且 つ企業の主要業務と緊密な関係を有するもの)を指す。外部委託研究開発費として発生する金額は独立企 業間取引の原則に従い、確定する。

認定プロセスにおいては、外部委託研究開発費として発生した金額の80%を研究開発費として計上する。

(8) その他費用

研究開発活動のために発生したその他の費用、例えば、事務費、通信費、専利の申請維持費、ハイテク研究開発保険費等を言う。この費用は通常、研究開発費の 10%を超えてはならない。但し、他の規定がある場合は、この限りではない。

3.中国国内で発生した研究開発費

企業の内部研究開発活動において実際に支出した全ての費用と国内にある企業、大学、民営化された研究院・研究所、研究機構、技術専門サービス機構に委託して行った研究開発活動において支出した費用の合計額を指す。但し、外国の機関に委託し、完成させた研究開発活動において発生した費用は含まない。

五、その重要指標

(一)核心的な自主知的財産権

「認定弁法」に定められている核心的な自主知的財産権には次のものが含まれる。発明、実用新案、及び製品の図案と形状を簡単に変更しただけではない意匠権(主に科学と工程技術の方法を利用し、研究と開発のプロセスを経て得た意匠)、ソフトウェア著作財産権、集積回路配置利用権、新種の植物。

専利は国家知的財産権局のウェブサイト(http://www.sipo.gov.cn)で専利マークと専利番号の真実性を調べることができる。

ソフトウェア著作財産権に対しては、国家版権局中国版権保護センターのウェブサイト (http://www.ccopyright.com.cn)でソフトウェア著作財産権マーク(版権マークともいう)を調べ、作品の著作権保護記号を照合して、その真偽を検証することができる。

本「作業手引」で言う独占的許可とは、全世界において技術の受け入れ側が協議で合意した知的財産権 (専利、ソフトウェア著作権、回路配置利用権、新種の植物等)に対し、五年以上排他的な使用権を有し、この期間内には技術の供給者及び如何なる第三者も当該技術を使用してはならないことを言う。

ハイテク企業認定における核心的な自主知的財産権は、中国国内で登録され、又は五年以上全世界的な独占的使用権(ハイテク企業の有効期限は五年以上の独占的使用権期間以内にあるものとする)を有し、且つ中国の法律の有効保護期間内にあるものとする。

(二)企業科学技術者と研究開発者

1.企業科学技術者

企業で研究開発活動とその他技術活動に従事し、累計実勤務期間が 183 日間以上の者を指す。直接的には科学技術者及び補助的な科学技術者を含む。

11/28

2.企業研究開発者

企業研究開発者とは主に研究者、技術者と補助者の三種類の者を含む。

(1)研究者

企業内で主に研究開発プロジェクトに従事する専門家を指す。

(2)技術者

工程技術、自然科学及び生命科学の中の一つ又は一つ以上の分野における技術的な知識と経験を有し、 研究者の指導の下、次の作業に参与する者である。

- ――鍵となる資料の収集整理;
- ---コンピュータプログラムの編集:
- --実験、測定及び分析
- ――実験、測定及び分析のための資料と設備の準備:
- ――測定データの記録、計算及び図表の作成、統計調査等

(3)補助者

研究開発活動に参与する熟練技能者を指す。

3.研究開発に関わる人的統計

主に、全日勤務の従業員を対象とする。全日勤務であるかどうかは、企業と労働契約を締結したか否かにより区別することができる。兼職者又臨時雇用者の場合、企業での勤務時間が年間累計 183 日間以上でなければならない。

(三)ハイテク製品(サービス)収入

企業が、技術イノベーションと研究開発活動を通じて得た、「重点分野」の要求に符合する製品(サービス)による収入と技術的な収入の合計額。

技術的な収入は下記の収入を含む。

1.技術譲渡収入:企業が技術イノベーションの成果を技術貿易と技術譲渡により得た収入を指す。

12/28

2.技術下請収入:技術プロジェクトの設計、技術工程の実施により得た収入を含む;

3.技術サービス収入:企業が自社の人的資源、物的資源、及びデータシステム等を用いて、社会と本企業以外のユーザーに対し技術指導、データ処理、測定分析及び他の形式のサービスを提供して得た収入を指す。

4.科学研究の受託収入:企業が社会の各方面から研究開発、中間実験及び新製品開発の委託を受け、 その報酬として得た収入を指す。

六、自主知的財産権、研究開発の組織的管理水準、科学技術成果の転化能力、及び資産と売上額の成 長性に対する具体的な評価方法

知的財産権、科学技術成果の転化能力、研究開発の組織的管理水準、成長性等の四項目の指標は企業において科学技術資源を利用して行ったイノベーション、経営イノベーション、イノベーション成果の取得等の状況を評価するに使用するものである。当該四項目の指標は加重得点の方法を採用し、70点以上(70点を含まない)に達しなければならない。四項目の加重率の詳細は下記の表の通りである。

番号	指標	加重率
1	核心的な自主知的財産権	30
2	科学技術成果の転化能力	30
3	研究開発の組織的管理水準	20
4	成長性指標	20
合計		100

(一)指標計算と加重率の説明

1.四項目の指標は異なる加重比率(以下、「加重率」と略称する)を与えられ、企業が核心的な自主知的財産権を有しない場合、加重率はゼロとする。

2.各指標の点数の比率は六級(A、B、C、D、E、F)に分けられ、それぞれ下記の通りである。0.80-1.0、0.60-0.79、0.40-0.59、0.20-0.39、0.01-0.19、0。

3.各指標の実得点=当該指標の加重率 X 点数比率。

「例」ある指標の加重率が 20、指標評価級が「B」、点数比率が 0.7 の場合、

実得点=20点 X0.7=14点

- 4、指標の評価は申請日前の3年度間のデータを基準とし、企業が設立してから3年間に満たない場合、 実際の経営年数を基準とする。
 - 5.各指標の選択肢はすべて一つである。
 - (二)各指標の計算根拠
 - 1.核心的な自主知的財産権(30)

企業が有する専利、ソフトウェア著作権、集積回路配置利用権、新種の植物等の核心的な知的財産権の数量(商標を含まない)。

□A.6件, 又は或発明専利1件	□B. 5 件	□C. 4 件
□D. 3 件	□E. 1~2 件	□F. 0 件

[説明]

- 1.専門家が企業の申請する核心的な自主知的財産権が「作業手引」の要求に符合するか否か評価する。
- 2.同じ知的財産権を国内外で申請、登記している場合一件とする。
- 3.知的財産権の創造者と知的財産権の所有権者が異なる場合、知的財産権の件数はそれぞれカウント することができる。
- 4. 専利は授権証書の獲得を基準とする。
- 5.企業が核心的な自主知的財産権を有しない場合、ハイテク企業と認定することはできない。

2.科学技術成果	の転化能力の	(30)
----------	--------	------

直近3年間における科学技術成果の転化の年平均数。

□ A. 4件以上 □ B. 3~4件(3件を含まない) □ C. 2~3件(2件を含まない) □ D. 1~2件(1件を含まない) □ E. 1件 □ F. 0件

[説明]

- 1. 同じ科学技術成果(専利、版権、技術使用許可証、登録ソフトウェア著作権、集積回路配置利用権)は 国内外での申請を一件とする。
- 2.技術成果の購入又は販売は正式な技術契約書を基準とする。
- 3.この項目の評価にあたり、技術ノウハウを計上することができるが、価値の小さいものは含まない。技術ノウハウの価値の大小の評価は、製品又は工程の改善程度による(企業は具体的な内容を公表しないことができる)
- 4.技術成果転化の判断根拠は次のとおりである:企業が技術成果を用いて製造・提供する製品、サービス、見本、見本機等。
- 3.研究開発の管理水準(20)
- (1)研究開発プロジェクトのアプルーバルの制定;(2)研究開発投資の算定体制の整備;(3)産業、学術、研究機関連携による研究開発活動の実施;(4)相応の施設と設備を備える研究開発機関の設立;(5)研究開発者の業績評価奨励制度の整備
 - □A. 5 項目の要求に符合 □B. 4 項目の要求に符合 □C. 3 項目の要求に符合 □D. 2 項目の要求に符合 □E. 1 項目の要求に符合 □F. すべての要求に符合しない
 - 4. 総資産と売上額の成長性指標(20)

本項目の指標は企業の経営業績を反映する総資産成長率と売上額成長率(各 10 点)に対する評価であり、具体的な計算方法は下記の通りである。

総資産成長率=1/2x(二年目の総資産額÷一年目の総資産額+三年目の総資産額÷二年目の総資産額)-1。

売上額成長率=1/2x(二年目の売上額÷一年目の売上額+三年目の売上額÷二年目の売上額)-1。

算出した総資産成長率と売上額成長率を以って、それぞれ下記の表にある指標評価級(ABCDE)に照らし、点数比率を算出した上、点数比率に加重率をかけ、各項目の得点を算出し、さらに、二つの項目の得点を合計し、総資産と売上額成長性指標の実得点を算出する。

成長性指標	得点	指標加重率	≥0.35	≥0.25	≥0.15	≥0.05	<0.05
(20 点)	NW	161示加主平	Α	В	С	D	Е
		総資産成長					
		率加重					
		(10 点)					
		売上額成長					
		率加重					
		(10 点)					

説明:

1.計算される会計年度内において企業に売上収入がなく、又は成長性指標がマイナスである場合はゼロとして計算し、一年目の売上収入がゼロである場合は二年間として計算し、二年目の売上収入がゼロである場合はすべてゼロとして計算する。

2.本項目の指標計算の根拠となるデータは資格を有する仲介機構の検証を経た企業の財務諸表に準ずるものとする。

添付書類 1:

企業登録登記表

企業名称					登録期日	
主要製品(サービス)の属する 技術分野				登録類型		
法人コード				税務登記号		
宛先					郵便番号	
企業法定	氏 名		携帯電話		身分証明書番号	
代表者	電話		FAX		E-mail	
連絡担当者	氏名		携帯電話			
医格拉当省	電話		FAX		E-mail	
上場企業か否か		□はい □いいえ	上場企業コード			
		氏 名	身分証明書(パスポート)番号			投資額 (万元)
	中国 公民					
出資者						
の構成	外国 公民					
(この表は追加することが						10 \0.47
できる)	. —	名	称		法人コード	投資額 (万元)
,	中国企業法人					
	外国企業法人					
リスク投資を導	入したか否か	□はい	口いいえ	表	设額(万元)	

ハイテク企業認定申請書

企業名称(印):			
企業所在地区:	省		_市(区)
認定機構事務局:			
作成期日:	年	月	日

科学技術部、財政部、国家税務総局制 二〇〇八年七月

記入説明

企業は「ハイテク企業認定管理弁法」、「国が重点的に支援するハイテク分野」(国科発火[2008]172号)と「ハイテク企業認定管理作業手引」(国科発火[2008]362号)の要求に従い、記入するものとする。

本表にあるすべての財務データは資格を有する仲介機構の特別監査報告書を元に記載しなければならない。

- 1.企業は添付した各表を事実に基づき記入するものとする。文面を簡潔にし、データを正確、詳しく、的確に記入すること。
- 2.表の欄は空白にしてはならず、記載する内容がない場合、「O」を記入し、データに小数がある場合、 四捨五入の上、整数を記入すること。
 - 3.「研究開発プロジェクト」: 詳細は「作業手引」四(一)1の「研究開発活動の定義」を参照すること。
 - 4.「技術分野」とは「国が重点的にサポートするハイテク分野」に定められた内容を指す。
 - 「その他分野」とは、「国が重点的にサポートするハイテク分野」以外の内容を指す。
 - 5.「直近3年間」とは、申告当年の前の連続の3年間(申告当年を含まない)を指す。
 - 6.「企業の直近1年間の財務状況」とは、企業が申告する当年の前の1財政年度の財務データを指す。 「売上収入」とは、製品収入と技術サービス収入の合計額を指す。
- 「総資産」とは、流動資金、長期投資、固定資産、無形資産、繰延資産とその他資産の合計額を指し、 企業負債と純資産の合計額である。
- 7.「技術出所」とは、企業の自社技術、他の企業の技術、中央管轄科学研究院・所、地方管轄科学研究院・所、大学(総合、単科、専修)、技術導入した企業がそれを吸収・改善革新した成果、国外技術を指す。
- 8.「知的財産権の類別」とは、授権された専利(特許、実用新案、意匠権)、ソフトウェア著作権、集積回路配置利用権、新種の植物を指す。
- 9.「知的財産権獲得方式」とは、自主研究開発、譲渡、贈与、合併と買収、または5年以上の独占使用権を指す
- 10.「ハイテク製品(サービス)収入」とは、「重点分野」の要求に符合する製品(サービス)の売上収入と技術的な収入の合計額を指す。
- 11. RD は研究開発プロジェクトの番号を表す。PS はハイテク製品(サービス)番号を表す。RD と PS の後には二桁の数字がつく。(01、02、……)。

一、企業基本情報表

	1						
	□電子情報技術 □バイオ及び新			医薬技術 口航空・宇宙産業技術			
主要製品(サービス)	□新素材技	術 □	ハイテクサーヒ	ごス業			
の属する技術分野	□新エネル−	ギー及び省ェ	ネ技術		口資源及び環境技術		
	□ハイテクにもとづく伝統産業革新技術				口その他分野		
	発明専利		実用新案		意匠権		
直近3年以内に取得した自主知的財産権数(件)		ア著作権		集積回路	配置利用権		
	新種 <i>0</i>	D植物		7	の他		
	従業員			大学専科以上の学技術者数(人	の学歴を有する科)		
人的資源情報	研究開発に征数(人)	従事する者の			者の数(人)		
古なら左門におけて	1年目			· 直近3年間 · (万元)	1年目		
直近3年間における 毎年の売上収入 (万元)	2年目				2年目		
(万元)	3年目				3年目		
直近1年間ハ	イテク製品(サ	トービス)収入	、(万元)				
直近3年間研究閉	開発費総額(フ	5元)		その内:中国国内の研究開発費総額(万元)			
管理と研究開発者 の状況 (400 字以内)		1					
科学技術成果の 転化及び研究開 発管理状況 (400 字以内)							

二、企業研究開発プロジェクト状況表(直近3年間に執行されたプロジェクト、単独のプロジェクト別に記入すること)

プロジェクト番号:RD···

プロジェクト名称		期間		
技術分野		本プロジェクトの研究 開発者人数		
技術の出所				
	直近 3 年間研究開		1 年目	
研究開発総予算 (万元)	発費総支出	内:	2 年目	
	(万元)		3 年目	
プロジェクトの目的 及び実施方法 (400字以内)				
核心的な技術及び イノベーションのポ イント (400 字以内)				
取得した段階的な成 果 (400字以内)				

三、前年度のハイテク製品(サービス)状況(単独の製品(サービス)別に記入すること)

番号:PS···

田 勺 .1 0			
製品(サービス)名称			
技術分野	技術出所	前年度の売上収 入(万元)	
鍵となる技術及び主要 技術指標 (400 字以内)			
同種の製品(サービス) との競争上の優位点 (限 400 字)			
製品(サービス)に関する知的財産権の取得状況 (400字以内)			

四、直近3年間以内に取得した自主知的財産権総括表

番号	授権プロジェクト名称	類別	授権 期日	授権号	取得 方式	プロジェクト 番 号
						PS···(RD···)

五、企業年度研究開発費構成明細表(直近3年に基づき年別で記入すること)

______年度 単位:万元

研究開発プロジェクト 科 目 累計発生額	RD01	RD02	RD03	 RD…	合計
内部研究開発投資額					
その内:賃金					
直接投資					
減価償却費及び長期費用の償却					
設計費					
設備試験調整費					
無形資産償却費					
その他費用					
外部委託研究開発投資額					
その内国内の外部委託研究開発投資額					
研究開発投資額(内、外部)小計					

企業作成者署名:	仲介機構署名(社印):
期日:	期日:

ハイテク企業認定専門家バンク 専門家届出表

勤務先(社印):			
氏 名:			
職務/職称:			
認定機構事務局:			
制作期日:	年	月	В

科学技術部、財政部、国家税務総局製 二〇〇八年七月

基本情報	氏名		性別			生年月日		
	職務		職名		身分	計計明書番号		
	勤務先及び部署							
	□科学研究 勤務先種類 専修) □企業		究院•所	R院·所 □業界管理部門 □大学(□その他				合、単科、
	連絡先	省	_市				郵便 番号	
	会社電話	()				FAX	()	•
	家庭電話	重電話 ()				携帯電話		
	E-mail							
得意	「国が重点的に支援するハイテク分野」を参考の上、詳しい技術分野を選ぶこと。 (例:詳しい技術分野が「一電子情報技術(一)ソフトウェア 1.システムソフトウェア」で あるならば、「一(一)1.システムソフトウェア」と、記入することが出来る。							
技術	1							
	2							
	3							
最終学歴		在籍期間		学校及び学部		専門 学位(客員教 含む)		
学歴	国内							
	国外							
		名称			プロジェクト 出所	完成、	受賞状況	
専門								
研究								
及び								
受賞								
状況	注: プロジェクト出所とはプロジェクトを下達又は委託した団体を指し、例えば、国家、部門、地方、企業、自社等。受賞状況は主に国家、省(部)級を指す。							
社外	期間			兼任先		;	兼	任職
の								
兼任								
状況								
	注:例えば、学会、協会、標準化技術委員会及び政府部門の各専門家委員会							

ハイテク企業認定専門家評価表

申請企業				主要業務の所属技 術分野				
従業員総数 (人)		大学専科以 を有する科 数(人)			研究開発者数(人)			
研究開発プロジェ	クトの査定件数		研究開発経費査定総額(万元)					
中国国内研究開発		I						
	ハイテク製品(サービス) 査定数			直近一年間のハイテク製品(サービス)売上 収入査定数(万元)				
企業の研究開 発プロジェクト 及びハイテク製 品(サービス)に 対する評価	プロジェクト びハイテク製 (「作業手引」の要求に従い、簡潔に総合評価を行なう。 (サービス)に							
1.核心的な自主知的財産権(30点)					得点:			
	□A.6件, 又は頭	□B.5件 □C.4	牛					
□D. 3 件 □E. 1~2 件				·2 件	□F. 0 件			
2. 科学技術成果の転化能力(30点)					得点:			
□A. 4件以上	□B. 3~4 件 □C. 2~3 ·							
□D. 1~2 件 □E. 1 件 □F. 0 件 3. 研究開発の管理水準(20 点) 得点:					得点:			
□A. 5 項の要求I		B. 4 項の要		ПС	 3項の要求に符合			
□D. 2 項の要求に符合 □E. 1 項の要求に符合 □F. すべての要求に符合しない								
4. 総資産と売上額の成長性指標(20点)				得点:				
総資産成長率:			売上成長率	<u>\$</u> :				
企業全体に対す る総合的な評価 (「認定弁法」の規定の各項認定指標に従い、簡潔に総合評価を行うこと)								
合計得点			専門家署名	 名 :	年月	日		

ハイテク企業認定専門家チーム総合評価表

			主	要製品(サービ			
企業名称		ス	所在の技術分				
			野				
		大学専科以上	学歴				
従業員総		の科学技術	者 数		研究開発者		
数(人)		(人)					
研究開発プ 定件数	ロジェクトの査	ジェクトの査		イテク製品(サー			
和空門祭奴弗	査定総額(万元)		直	近一年間のハイテ			
ツルカガ性具	「国人に心心は(ノブル)		上収入査定数(万元)				
	中国国内研究開発費総額 査定数(万元)						
企業従業員	総数に大学専科」	以上学歴の科学技	支術者:	数が占める比率	(%)		
企業従業員	総数に研究開発	者が占める比率(%)				
売上総額収力	売上総額収入に直近3年間の研究開発費が占める比率(%)						
全部の研究開発費総額に直近3年間の研究開発費が占める比率(%)							
当年度収入総額に直近1年間のハイテク製品(サービス)収入が占める比率(%)							
			そ(の内: 5	知的財産権得点		
総合得点				転化能力得点			
				管理水準得点			
					成長指標得点		
企業全体に対する総合的な評価(「認定弁法」の規定の各項認定指標に従い、簡潔に総合評価を行うこと)							
専門家チームの責任者署名: 期日:							